

# 岐阜県公報

第二千八百三十四号  
平成二十九年三月二十八日

(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(自然環境保全課) 一七八<sup>ハ</sup>

### 人事委員会規則

岐阜県職員配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 一七八

### 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(地域課) 一七九

### 告示

道路の区域変更

(道路維持課) 一七九

道路の供用開始

(同) 一八〇

都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 一八〇

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 一八一

政治団体の異動事項等の公表

(同) 一八二

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 一八三

資金管理団体の名称等の公表

(同) 一八三

資金管理団体の異動事項等の公表

(同) 一八三

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表

(同) 一八四

## 公示

公共測量の終了

(用地課) 一八四

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 一八四

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(出納管理課) 一八五

土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所) 一八七

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 一八八

規 則

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年岐阜県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第三十五条第二項第六号中「第五条第二項第五号」を「第五条第二項第七号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成二十六年岐阜県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式甲「（2、3及び5に記入）」を「（2、3及び5に記入）（再度の延長）」

「 外国滞在事由

「 外国滞在事由

を 外国滞在事由

「 外国滞在事由

「 既に配偶者同行休業を

「 既に配偶者同行休業を

を 既に配偶者同行休業を

「 既に配偶者同行休業を

「 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未  
定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。

3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在中、休業期間等）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

4 該当する には、シ印を記入すること。

「 2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞

公安委員会規則

を  
 在中の住所（居所）を定め、届け出ること。  
 4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間等）、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。  
 5 該当する には、し印を記入すること。  
 に改める。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十九年三月二十八日

岐阜県公安委員会  
 委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第三号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
 別表二の表各務原の部鷺沼西同の項中、「鷺沼字伊木山（西斜面に限る。）」を削り、同部鷺沼同の項中、「西斜面を除く。）」を削り、同部那加同の項中、「那加土山町一・二丁目」の下に、「那加官有地無番地（航空自衛隊岐阜基地・陸上自衛隊岐阜駐屯地）」を加え、同表岐阜羽島の部正木同の項中、「羽島市正木町大浦」を、「羽島市正木町森十四

告 示

「丁目」に改め、「正木町須賀池端」の下に、「足近町一〜七丁目、足近町坂井、足近町直道、足近町北宿、足近町北宿一〜三丁目、足近町市場、足近町南宿、足近町小荒井、足近町小荒井一〜三丁目、足近町南之川、小瀬町足近新田」を加え、同表海津の部警署所在地同の項中、「鹿野一色を除く。）」を削る。  
 別表三の表岐阜中の部日野警察官駐在所の項中「岐阜市日野東一丁目」を「岐阜市日野南四丁目」に改め、同表岐阜羽島の部足近同の項を削り、同表海津の部東江同の項中「海津町鹿野（鹿野一色に限る。）」を削る。  
 附 則  
 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備 考
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町下岡島字大道上四八番四地先から同郡同町三輪字前島二五九七番八地先まで	前 A 後 B	七・九 一六・〇	三〇・六 三三・五	A及びBに係る表示の図面を添付する

後B
三・八 四・二
三三・五

岐阜県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日告示のほか）
県道	養老線	不破郡垂井町宮代字堤三〇二	同郡同町東神田三丁目一	六五	平成 二九・三・二六	平成 二九・三・二六

岐阜県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日告示のほか）
県道	安八津線	安八郡輪之内町里字本戸西七	同郡同町同字鴨喰三六	六〇〇	平成 二九・三・二六	平成 二七・四・三

岐阜県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称  
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和九年七月十七日から  
平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、関ヶ原都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称  
関ヶ原町

二 都市計画事業の種類及び名称  
関ヶ原都市計画下水道事業 関ヶ原町公共下水道

三 事業施行期間

平成四年十二月一日から

平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、輪之内都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
板津しげのぶ後援会	板津重信	板津魁	各務原市尾崎南町1 132	平成29年1月25日
小倉昌弘をばげます会	今西丈市	今西丈市	揖斐郡揖斐川町上野1088 12	平成29年1月23日

輪之内町

二 都市計画事業の種類及び名称  
輪之内都市計画下水道事業 輪之内町特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

平成九年七月四日から

平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

選挙管理委員会告示二小

岐阜県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

棚橋やすゆき後援会

棚橋保之

棚橋美津子

岐阜市清住町1-24

平成29年  
1月10日

岐阜県選挙管理委員会告示第1111号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十三条第一項の規定により、政治団体の岡田善真の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

異動届を次のとおり公示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異年月日
		代表者	主たる事務所の所在地			
自由民主党系重支部	浅野英彦	代表者	主たる事務所の所在地	浅野英彦 本業市石原82-2	高橋勝美 本業市早野42	平成28年 9月1日
飯沼満後援会	飯沼忠雄	代表者	主たる事務所の所在地	飯沼忠雄 村上正春	飯沼義照 鈴木利之	平成29年 1月13日
川崎重工労働組合岐阜支部政治活動委員会	内藤浩	会計責任者	主たる事務所の所在地	村上正春 虎澤朝実	鈴木利之 虎沢朝実	平成28年 10月1日
きたやみねじ後援会	上田和男	会計責任者	主たる事務所の所在地	虎澤朝実 洞口博	虎沢朝実 矢口貢男	平成29年 1月1日
岐阜県林業政治連盟	河口博	代表者	主たる事務所の所在地	洞口博 岐阜市敷島町5-3	矢口貢男 岐阜市徹明通7-13	平成28年 5月31日
県民が主人公の岐阜県政をつくる会	長谷川金重	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	岐阜市徹明通7-13 岐阜市日置江1-5	岐阜市徹明通7-13 岐阜市日置江1-5	平成29年 1月6日
すみかわ寿之後援会	澄川寿之	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	岐阜市中鶯3-123 日高保則	岐阜市日置江1-5 林一成	平成29年 1月16日
日本薬業政治連盟岐阜県支部	日高保則	代表者	主たる事務所の所在地	日高保則 大垣市林町6-80-55	林一成 大垣市林町2-49-703	平成28年 5月25日
橋本へんをピツクにする会	橋本勉	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	大垣市林町6-80-55 林達夫	大垣市林町2-49-703 小栗和延	平成28年 9月2日
林としひろ後援会	林俊宏	会計責任者	主たる事務所の所在地	林達夫 奥田英輔	小栗和延 古田祥充	平成28年 12月15日
古田聖人後援会	奥田英輔	代表者	主たる事務所の所在地	奥田英輔 村上正春	古田祥充 鈴木利之	平成28年 10月27日
吉岡けんを育てる会	吉岡健	会計責任者	主たる事務所の所在地	村上正春 伊藤久史	鈴木利之 伊藤茂	平成28年 10月1日
若園五朗後援会	伊藤久史	代表者	主たる事務所の所在地	伊藤久史	伊藤茂	平成29年 1月5日

会計責任者	若園 佳以子	水谷 陽子
-------	--------	-------

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告

示す。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
大がねやすのりを育てる会	山田 敏 幸	大 鐘 則 子	羽島市新生町3 278 10	平成28年12月31日			
小沢建男後援会	小 沢 建 男	小 澤 駿	恵那市明智町大田960	平成28年12月31日			
風の歌を聴く会	稲 川 憲 司	稲 川 憲 司	大垣市平町527	平成28年12月31日			
橋本へん後援会	窪 田 勝 文	久保田 善 朗	揖斐郡揖斐川町三輪952	平成28年12月31日			
平野ともひさ管理団体	平 野 智 久	平 野 喜 美 子	岐阜市黒野184	平成28年12月31日			
ふせも七子と歩む会	布 野 智 子	水 野 栄 徳	土岐市泉が丘町4 46	平成28年12月15日			

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
-----------	-------	-----------	------------	--------

種 類	保之	種 類	保之
種 類	岐阜市長	種 類	岐阜市清田町1
種 類	会	種 類	保之

岐阜県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
澄川 寿之	すみかわ寿之 後援会	主たる事務所所在地	岐阜市中郷 3 2	岐阜市日置江 1 5
橋本 勉	橋本へんをビッグにする会	主たる事務所所在地	大田市林町 6 80	大田市林町 2 49
			55	703

岐阜県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
平野 隆 久	平野ともひび管理団体	平成28年12月31日

公 示

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域
岐阜県指令岐西建築第九三号の三五 平成二六・三・二八	羽島市上中町長間字沼二五二五番一外六八筆	道路	開発登録簿による

第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成二十八年十月十七日から

平成二十九年三月八日まで

四 作業地域

岐阜市

開発行為の工事が完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百五号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県一宮市奥町字劔光寺三二番地 又三株式会社 代表取締役 墨 和 幸



<p>同岐阜西建築第三九号 の二五 同二八・三・四 同岐阜西建築第五七号 の二四 同二八・一二・二八</p>				<p>羽島市正木町坂丸二丁目九七番地 社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会 理事長 川 合 宗 次</p>
<p>同岐阜西建築第二七号の三 三 同二八・六・一四 同岐阜西建築第五七号 の三〇 同二九・一・三三</p>	<p>同 市正木町坂丸二丁目一八八番一</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、平成二十九年年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七條の五第二項（同令第百六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 通信機器類
- 3 試験・分析機器類
- 4 一般・産業用機器類
- 5 自動車類
- 6 被服類
- 7 燃料

二 資格

地方自治法施行令第百六十七條の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への登載

名簿への登載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）

8 電力

医薬品・医療用品類

木材及びその製品

家具類

スポーツ用具類

印刷物類

事務用品類

凍結防止剤

自動車の保守及び修理サービス

電気通信サービス

電子計算機サービス及び関連のサービス

金属製品、機械及び機器の修理のサービス

映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス

その他

第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があつた者にあつては、同法第九十九条第一項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第七十四条第一項又は第七十四条の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の審査を受けていること。
- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。
- 8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。
- 9 前三号に掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- 10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
- 11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

13 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。

- (1) 林業技士
    - 林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者
  - (2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）
    - 林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者
  - (3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士
    - 林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者
  - (4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー
    - 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者
- 四 有効期間等
- 1 有効期間
    - 資格の有効期間は、名簿に記載されている期間です。
    - 名簿への登録は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満たしていること認められたときになされ、名簿からの抹消は当該各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときになされます。

なお、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務の請負に係る名簿については平成三十年三月三十一日をもって、森林整備業務の請負に係る名簿については平成三十一年三月三十一日をもって、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る名簿については平成三十二年三月三十一日をもってそれぞれ失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に、改めて名簿に登載されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予 定 価 格	等 級 区 分
四千万円以上	A
千五百万円以上四千万円未満	B
千五百万円未満	C

2 建築一式工事

予 定 価 格	等 級 区 分
五千万円以上	A
二千五百万円以上五千万円未満	B
二千五百万円未満	C

3 電気工事及び管工事

予 定 価 格	等 級 区 分

二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

六 資格に関する文書の入手方法

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページアドレスは、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び建築設計の請負

- 千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県土木整備部技術検査課建設業係  
電話番号 〇五八 二七二 八五〇四  
ホームページアドレス <http://www.pref.gifu.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/simeinegai.html>

2 森林整備業務の請負

- 千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県林政部治山課治山係  
電話番号 〇五八 二七二 八五二六  
ホームページアドレス <http://www.kyoushin.crcr.or.jp/>

3 製造の請負、物件の買入れその他の契約

- 千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県出納事務局出納管理課用度係  
電話番号 〇五八 二七二 八七二五  
ホームページアドレス [http://www.pref.gifu.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/11113/index\\_6831.html](http://www.pref.gifu.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/11113/index_6831.html)

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
西濃用水 土地改良 区連合	平成 二九・〇・元	理事	宗 宮 孝 生	揖斐郡揖斐川町房島一三二六番地一
同	同	同	細 野 孝 雄	揖斐郡揖斐川町上三野二五四番地
同	同	同	山 下 紀 美	揖斐郡揖斐川町島二四一番地一
同	同	同	田 中 郁 夫	養老郡養老町上方二八番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
西濃用水 土地改良 区連合	平成 二九・三・二	理事	細 野 清 行	揖斐郡揖斐川町上三野三二〇番地三
同	同	同	伊 藤 洋 文	揖斐郡揖斐川町島三三五番地一
同	同	同	長 澤 博	養老郡養老町宇田二八五番地
同	同	同	富 田 和 弘	揖斐郡揖斐川町房島九七三番地一

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
--------	-----	----	----	-----

可児土地改良区	平成 二九・三・五	理事	川 合 昭 宏	可児市下恵土 一一〇番地四
---------	--------------	----	---------	------------------

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
可児土地改良区	平成 二九・三・六	理事	奥 田 俊 昭	可児市土田二八一三番地
同	同	同	大 平 修	可児市下恵土三一八七番地
同	同	同	奥 村 幸 美	可児郡御嵩町伏見一四六一番地
同	同	同	大 澤 正 幸	可児市川合北二丁目六五番地
同	同	同	田 口 憲 治	可児市今渡一三八二番地
同	同	同	村 瀬 則 男	可児市土田五四二七番地
同	同	同	小 池 一 三 三	可児市谷迫間二〇四番地六
同	同	同	玉 置 裕	可児市下恵土一三七三番地二
同	同	同	監 事 林 伍 彦	可児市土田五一〇番地
同	同	同	渡 邊 治	可児市下恵土九八一番地

平成二十九年三月二十八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社